

滑川市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領委任払に関する要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、滑川市（以下「市」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な経済的負担を軽減するために実施する住宅改修費の受領委任払について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉用具 法第44条第1項に規定する特定福祉用具又は法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。
- (2) 事業者 法第44条第1項に規定する特定福祉用具の販売を行う者又は法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具の販売を行う者をいう。
- (3) 受領委任払 福祉用具購入費の支給を受ける被保険者が、当該福祉用具購入費の受領を事業者に委任した場合において、市が当該事業者に対して福祉用具購入費を支払うことをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法の例による。

（対象者）

第3条 福祉用具購入費を受領委任払により支給申請することができる被保険者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載のない者
- (2) 被保険者証に法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載のない者
- (3) 被保険者証に法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載のない者
- (4) 要介護（要支援）認定の新規申請、変更又は更新申請中でない者
- (5) 病院等に入院していない者又は介護保険施設に入所していない者

(事業者の登録)

第4条 福祉用具購入費について受領委任払により支払を受けようとする事業者は、事業所ごとに介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）として登録を行ったときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録通知書（様式第3号）により当該取扱事業者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 取扱事業者は、第4条第1項に規定する申請書に記載した内容に変更があったときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 取扱事業者は、登録した事業所を廃止し、休止し、若しくは再開するとき、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者（廃止・休止・再開・登録辞退）届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(取扱事業者の責務)

第6条 取扱事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

(登録の取消)

第7条 市長は、取扱事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 誓約書及びこの要綱に規定する事項に違反した場合
- (2) 取扱事業者の責めに帰すべき理由により、被保険者の身体、財産等に損害を与えた場合
- (3) 不正な手段により、取扱事業者の登録を受けた場合
- (4) 不正な手段により、福祉用具購入費の請求を行った場合
- (5) その他市長が取扱事業者として不適当であると認めた場合

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録取消通知書（様式第6号）により、当該取扱事業者に通知するものとする。

（支給の申請）

第8条 受領委任払による福祉用具購入費の支給を受けようとする被保険者（以下「申請者」という。）は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した福祉用具に係る申請者が支払った金額の領収書
- (2) 購入した福祉用具を確認できるパンフレット等
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、取扱事業者は、当該被保険者から依頼を受けたときは書類提出の代行を行うことができる。

（支給の決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による書類を受理したときは、その内容を審査し、当該福祉用具購入費の支給又は不支給を決定し、申請者にその結果を通知するものとする。この場合において、市長は、取扱事業者に対しても結果を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により受領委任払による福祉用具購入費の支給を決定したときは、速やかに福祉用具購入費を、当該取扱事業者に対し支払うものとする。

（受領委任払の取扱の中止）

第10条 市長は、取扱事業者又は被保険者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、受領委任払による福祉用具購入費の支払を中止することができる。

- (1) 誓約書及びこの要綱に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 福祉用具購入費の申請に事実と異なる内容が認められたとき。
- (3) その他受領委任払による福祉用具購入費の支給を認めることが不相当と市長が判断したとき。

（返還）

第11条 市長は、受領委任払により福祉用具購入費の支払を受けた取扱事業者が、偽りその他不正の手段により支払を受けたときは、当該福祉用具購入費の全部又はその一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。